

## 平成 27 年度第 1 回総社市子ども・子育て会議 次第

日時 平成 27 年 7 月 28 日（火）午後 1 時 30 分～

場所 総社市総合福祉センター2 階 技能習得室

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 会長・副会長の選出について

### 5 協議事項

（1）子ども・子育て支援事業計画策定報告について

（2）保育供給量の目標数値の見直し・確保方策について

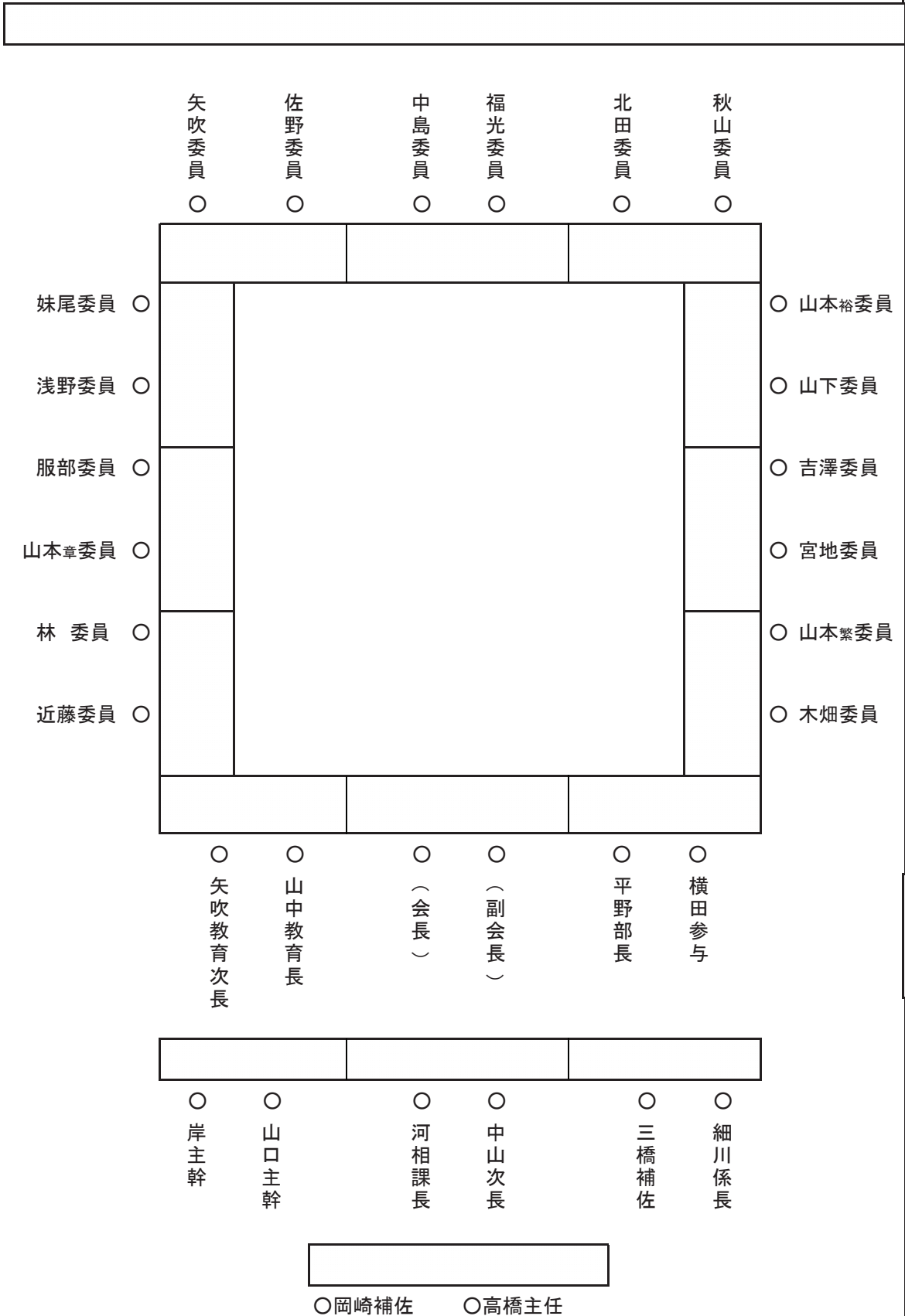
（3）放課後児童クラブの状況について

（4）その他

### 6 閉 会

出入口

・傍聴席



出入口

総社市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有するもの (条例第3条第1号)	岡山県立大学	教 授	近藤 理恵
	くらしき作陽大学	教 授	林 直人
公募委員(条例第3条第4号)	公募委員	子育て当事者	山本 章江
各種関係団体の代表者 (条例第3条第2号)	総社市保育協議会	会 長	服部 剛司
	保育所PTA代表者	清音認定こども園PTA代表	古屋 洋平
	総社市幼稚園・こども園長会	会 長	浅野 出雲
	幼稚園PTA代表者	幼稚園・こども園PTA連絡協議会長	妹尾 直樹
	総社北小学校区放課後児童クラブ	運営委員長	矢吹 雄三
	総社市社会福祉協議会	事務局長	佐野 裕二
	NPO法人 保育サポート あい・あい	理事長	中島 久美子
	子育て応援こっこ	代 表	福光 節子
	親子クラブネットワーク	リーダー	北田 和子
	総社市民生委員児童委員協議会	主任児童委員副部長	秋山 洋子
	吉備医師会	会 員	山本 裕子
	総社市愛育委員協議会	会 長	山下 芳枝
	総社商工会議所	事務局次長	石原 和則
	総社吉備路商工会	会 長	吉澤 威人
	総社地区労働福祉協議会	議 長	高木 由夫
関係行政機関の職員 (条例第3条第3号)	岡山県備中保健所	課 長	宮地 敬子
	倉敷児童相談所	所 長	山本 繁
	倉敷中央公共職業安定所総社出張所長	所 長	木畑 文彦

(敬称略)

事 務 局	教育委員会	教育長	山中 榮輔
	教育委員会	教育次長	矢吹 政行
	学校教育課	主 幹	貴志 知子
	こども夢づくり課	課 長	河相 祐子
	こども夢づくり課	課長補佐	岡崎 利恵
	こども夢づくり課	主 任	高橋 伸悟
	こども夢づくり課	指導主幹	山口 晴子
	総合政策部	部 長	柳澤 泰洋
	保健福祉部	部 長	平野 悦子
	保健福祉部	参 与	横田 修
	保健福祉部	次 長	中山 和代
	保健福祉部こども課	課長補佐	三橋 典子
	保健福祉部こども課子育て支援係	係 長	細川 隆則

○総社市子ども・子育て会議条例

平成25年3月25日

条例第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条及び総社市子ども条例(平成21年総社市条例第28号)第22条の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進等について、調査審議するため、総社市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 総社市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次世代の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則

平成25年3月25日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市子ども・子育て会議条例(平成25年総社市条例第10号)第5条の規定に基づき、総社市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、会議を代表し、会議の事務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長又は市長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(専門研究部会)

第4条 会議が所掌する事項について、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、専門研究部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

- 2 部会は、会議の委員をもって組織し、各部会に属する委員は会長が指名する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会の会議は部会長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。